

調達説明書

公 告 日

平成31年3月20日

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ入札に参加してください。

※本案件は、紙による入札です。

1 事項及び内容

案件名：平成31年度 三重県立総合医療センター 白衣等洗濯業務

内容(仕様)：別添仕様書に記載のとおり

2. 納入期限及び納入場所

(1) 履行期間

平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日まで

但し双方異議なき場合には、協議のうえ最長3年間まで契約を延長できるものとする。

(2) 履行場所

四日市市大字日永5450番地132 地方独立行政法人三重県立総合医療センター

3. 入札参加資格及び落札者に必要な資格

(1) 入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 三重県内にある本支店を有していること。※後日確認する場合があります。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4. 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、書面により参加してください。

落札候補者にあつては、入札実施後に（1）から（2）までの書類を13⑤に示す締切日時までに提出していただきます（案件の金額等により提出を免除することがあります。）。

提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

5. 入札方法及び落札者の決定方法について

(1) P4「入札際しての注意事項」によるものとします。

(2) 落札候補者について、3の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6. 契約方法に関する事項

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま

す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程第46条第3項の規定により契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(2) 契約は、「契約に関する事務担当」に記載する所属で行います。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、入札内訳書に記載された金額とします。

7. 監督及び検査

契約書を締結する場合は、契約条項の定めるところによります。

8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

検査の後、適正な請求書を受理した日から30日以内に口座振込により支払います。

9. 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12. その他

(1) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(3) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、三重県及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターが定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(5) その他必要な事項は、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程」（以下「会計規程」という。）に規定するところによります。

(6) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

13. 期間等の設定

時間は24時間表示で記載しています

① 質疑応答の提出締切日時

対象外

② 同等品申請の締切日時

対象外

③ 入札書提出の締切日時

入札書提出日 平成31年3月27日（水）15：00まで

※「入札に関する事務担当」に書面で提出してください。

入札書内訳書の提出要否 否

④ 開封の日時

入札書開封日 平成31年3月27日（水）15：10

入札書を提出された事業者で開封への立ち会いを希望される場合は、事前に入札に関する事務担当へ連絡をしてください。

⑤ 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

平成31年3月28日（木）13：00まで

提出場所：下記入札に関する事務担当に提出してください。

■ 入札に関する事務担当

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 事務局総務課 担当 村上

電 話 059-345-2321（内線2601） FAX 059-347-3500

■ 契約に関する事務担当

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 事務局総務課 担当 村上

電 話 059-345-2321（内線2601） FAX 059-347-3500

入札に際しての注意事項

- 1 本案件の（１）及び（３）は参加資格、（４）から（７）は落札資格となります。
 - （１）入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。
 - （３）入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当している者であること。
 - （４）三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - （５）落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - （６）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （７）該当の案件を履行するにあたり、許認可等必要な資格がある場合は、それを有している者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、事務担当が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - （１）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。)の写し
 - （２）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去６月以内に発行したものです。)の写し
 - （３）１の（７）を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 本入札案件は、書面による入札です。
- 4 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に１０８分の１００を掛けた額）としてください。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 事務担当者は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は、入札を打ち切ります。
- 8 次のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。
落札決定後の契約不履行は、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置の対象となります。
(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

 - （１）入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - （２）入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店が同一案件に入札を行った場合）
 - （３）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - （４）入札に際して談合等の不正があったとき。
 - （５）入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。
 - （６）その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - （７）再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
 - （８）最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。
 - （９）入札内訳書を求めた場合に次の（ア）から（オ）に該当するとき。
 - （ア）入札内訳書を提出しないもの。
 - （イ）入札内訳書の金額と入札額が一致していないもの。
 - （ウ）一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - （エ）記載すべき項目が欠けているもの。
 - （オ）その他不備があるとき

- 9 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定をうけている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。
- また、会計規程第46条第3項の規定により契約保証金を免除することがあります。
- なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 10 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、事務担当所属と協議を行うこと。
- 12 契約締結権者は、受注者が11のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 13 契約書の作成、提出については、契約事務取扱規程第24条によります。
- 14 入札者が1者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 15 公告に記載がない事項については、会計規程に定めるところによります。

仕 様 書

仕様書は別添のとおり